

## 大府共和西特定土地区画整理組合

第1期保留地抽選分譲（平成20年7月13日開催）

### 抽選参加者心得書

第1条 抽選参加者は、この心得書および大府共和西特定土地区画整理組合保留地処分規程並びに保留地売却公告を守らなければならない。

第2条 抽選参加者は、所定の申込書に記入の上、抽選保証金（申込時まで銀行振込）を添え、組合に提出すること。なお、当選者以外の抽選参加者へは、抽選保証金を還付する。

第3条 代理人により抽選に参加しようとする者は、あらかじめ委任状を組合に提出すること。

第4条 次の各号のいずれかに該当する抽選参加は無効とする。

- (1) 抽選参加申込書に記名押印なきもの
- (2) 抽選参加申込書の不備によりその内容を知得できないもの
- (3) この心得書（特記事項を定めた場合、これを含む。）および本組合の保留地処分規程に違反するもの
- (4) その他理事が理事会に諮り決定したもの

第5条 抽選結果の発表は、抽選の場所において、抽選完了後ただちに行う。

2 抽選は、抽選参加者またはその代理人が抽選の場所にいなくても組合が選任した代理人により行うことができる。

3 抽選の場所にいる者で、会場の秩序の維持に支障があると認められる者には退場を求めることがある。

第6条 抽選の結果、当選者が定まったときは、ただちに売却決定通知書を交付する。

第7条 当選者は、その通知書に記載された日時までに買受価額の100分の20以内で理事が指定した金額を納入し、所定の土地売買契約書により契約をしなければならない。

第8条 買受人は、さきに納入した抽選保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。

第9条 当選者は、土地売買契約を指定の期間内に締結しないときは、抽選保証金の還付を求めることができない。

第10条 買受人は、売買契約を締結した日の翌日から起算して60日以内に売買代金を納入しなければならない。

第11条 買受人が売買代金を完納したときは、当該土地の引き渡しを求め、その土地を使用または収益することができる。ただし、売買契約書に特別な定めをしたときはこの限りでない。

第12条 売買土地の所有権移転の登記は、換地処分に伴う登記が完了した後とする。

2 公租公課ならびに前項の登記に要する諸費用は、買受人または譲受人が負担しなければならない。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者（代理人を含む。）は、この抽選または今後の抽選および入札に参加させない。

(1) 他人の抽選参加を妨害した者

(2) 当選の発表にあたり、その会場の秩序をみだし退場を求められた者

(3) 抽選参加者心得書および保留地処分規程に基づく指示に従わない者

(4) 当選者となり、土地売買契約を締結しなかった者

(5) 土地売買契約を忠実に履行しなかった者、またはその契約の履行を妨害した者

(6) その他抽選および入札若しくは本組合事業に不都合の行為があった者

第14条 その他抽選にあたり、この心得書各条の解釈および明記のない事項については、本組合の保留地処分規程に基づき指示する。

#### 【特記事項】

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者は、本抽選に参加することができない。
- ② 本抽選申し込みは、1人若しくは、1世帯（1名義、1法人）1筆とする。
- ③ 今回分譲の全ての保留地は、売買契約時に、「電柱建柱承諾書（組合で用意）」を提出していただくことが販売条件となります。